

誘致CSO定着・地域課題解決支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、誘致CSOと県内CSOとがそれぞれに有するノウハウや強み等を活かし、互いに協力することで、これまで解決できなかった地域課題の解決に取り組もうとする気運を高めるため、県内CSOと連携して地域課題の解決に取り組む誘致CSOに対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) CSO

Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、特定非営利活動法人、非政府組織、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体をいう。

(2) 誘致CSO

以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ア 県が誘致活動を行い、県と進出に係る協定を締結したCSO又は当該協定に基づき新たに設立されたCSO
- イ 進出に係る協定締結の日の属する年度の3月31日から、3年を経過しない誘致CSO
- ウ 過年度において、誘致CSO定着・地域課題解決支援補助金の交付を受けた事業が3事業未滿の者
- エ 自己又は自社の役員等が次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- オ エの(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

(3) 県内ＣＳＯ

以下の要件を全て満たしたＣＳＯをいう。

- ア 佐賀県内に事務所を置いていること。
 - イ 法人格の有無に関わらず、定款又は団体の規約を備えていること。
 - ウ 自己又は自社の役員等が次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- エ ウの(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

(4) 連携事業

誘致ＣＳＯと県内ＣＳＯとがそれぞれに有するノウハウや強み等を活かし、連携して地域課題の解決のために取り組む事業であって、新規に開始する事業をいう。ただし、当該事業内容が過去に実施した（又は実施中の）事業内容と同じ場合であっても、当該事業の実施にあたって連携したことがない県内ＣＳＯと新たに連携して事業に取り組む場合は、当該県内ＣＳＯと連携して取り組む部分については連携事業とみなす。

（交付の対象経費及び補助率等）

第３条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率並びに補助限度額は、次の表のとおりとする。なお、本事業の補助対象となる連携事業については、申請年度の年度末である３月３１日までに事業が完了するものを対象とし、同一年度内において補助対象

とする事業は、対象者 1 団体につき 1 事業までとする。

対象経費	補助率（補助上限額）
連携事業の実施のために対象者が支出した次の経費 ① 誘致ＣＳＯの活動費 （以下「誘致ＣＳＯ活動費」という。） ・ 謝金 ・ 旅費交通費 ・ 委託費 ・ 消耗品費 ・ 印刷費 ・ 通信運搬費 ・ 会議費 ・ 広告費 ・ 役務費 ・ その他知事が適切と判断したもの ② 連携先の県内ＣＳＯへの委託費 （以下「連携先県内ＣＳＯ支援費」という。）	3 分の 2 以内（金 300,000 円）

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる経費は対象経費から除外する。

- （１）交付の決定の日より前に発生した経費
- （２）人件費
- （３）10 万円以上の備品の購入に要する経費
- （４）消費税及び地方消費税その他租税公課
- （５）見積書、契約書、納品書、領収書等で契約・支払金額が確認できない経費

（補助金の交付申請）

第 4 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請書は、様式第 1 号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は 1 部とする。

3 規則第 4 条第 3 項に規定する補助金の交付の申請が到着してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は 30 日とする。

（補助金の交付の条件）

第 5 条 規則第 5 条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （１）規則及びこの要綱の規定に従うこと。

- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助金対象経費の区分間の20%以内の金額の変更については、この限りではない。
 - (3) 対象者が補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領(平成24年10月9日施行)のとおり県内企業と契約するように努めること。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
 - (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第6条 知事は、補助事業の遂行の状況に関し、必要があると認めるときは、対象者に対して、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日以内又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第8条 この補助金は、知事が必要と認めた場合には、交付決定額の8割以内の金額を概算払で交付できるものとする。

- 2 前項の規定による補助金交付請求書は、様式第4号(概算払)のとおりとする。

- 3 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第5号(精算払)のとおりとする。

附則

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

様式第 1 号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
団体名
代表者職・氏名
電話番号

年度誘致ＣＳＯ定着・地域課題解決支援補助金交付申請書

下記のとおり、誘致ＣＳＯと県内ＣＳＯとによる連携事業を実施したいので、
誘致ＣＳＯ定着・地域課題解決支援補助金 金 円を交付されるよう、佐
賀県補助金等交付規則及び誘致ＣＳＯ定着・地域課題解決支援補助金交付要綱
の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 交付申請額
金 円
- 3 添付資料
 - (1) 事業計画書（別紙１）
 - (2) 収支予算書（別紙２）
 - (3) 誓約書（別紙３）
 - (4) 宣誓書（別紙４）

別紙 1（様式第 1 号関係）

事業計画書

(1) 事業名	
(2) 事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
(3) 事業目的、背景	(事業の目的)
	(事業の背景)
	(本事業で解決を目指す地域課題)
(4) 事業内容 ※フロー図等があれば添付すること	(事業内容)
	(受益者)
	(実施スケジュール)
(5) 連携する県内 C S O	団体名・代表者
	住所
	連携内容（役割分担）
	事業担当者名
	電話番号
	E-mail

(6) 期待される効果	
-------------	--

(※) 連携する県内CSOが複数の場合には、適宜、(5)欄を追加すること。

(※) 連携する県内CSOごとに定款又は規約及び(別紙4)宣誓書を添付すること。

別紙 2 (様式第 1 号関係)

収 支 予 算 書

(収入の部)

(単位：円)

項 目		予算額	積算内訳	備 考
県補助金	誘致ＣＳＯ定着・地域課題解決支援補助金			(交付を受けようとする額を記入)
上記以外				
計				

(支出の部)

区分		予算額	積算内訳	備 考
補助対象経費	《誘致ＣＳＯ活動費》 ・ ・			
	《連携先県内ＣＳＯ委託費》 ・			
計				

別紙3（様式第1号関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

佐賀県県民環境部県民協働課長 様

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

生年月日(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

電話番号

注：押印は不要ですが、氏名やふりがなについては本人が自署してください。なお、法人の場合、契約・申請等の担当部署の責任者等が自身の氏名を自署した上で、法人代表者の氏名及びふりがなを記載することも可能です。

別紙4（様式第1号関係）

宣 誓 書

当方は、以下の要件を全て満たす県内CSOに相違ありません。
なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

- ア 佐賀県内に事務所を置いていること。
- イ 法人格の有無に関わらず、定款又は団体の規約を備えていること。
- ウ 自己又は自社の役員等が次に掲げるいずれにも該当しないこと。
- （ア） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （イ） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （ウ） 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- （エ） 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- （オ） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- （カ） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- （キ） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- エ ウの（イ）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

年 月 日
佐賀県県民環境部県民協働課長 様

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

（ふりがな）

氏 名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

電話番号

注：押印は不要ですが、氏名やふりがなについては本人が自署してください。なお、法人の場合、契約・申請等の担当部署の責任者等が自身の氏名を自署した上で、法人代表者の氏名及びふりがなを記載することも可能です。

様式第2号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
団体名
代表者職・氏名
電話番号

年度誘致CSO定着・地域課題解決支援補助金変更承認申請書

年 月 日付け県協第 号により補助金交付決定の通知があった
誘致CSO定着・地域課題解決支援補助金について、下記に記載した理由により
〔補助金額・事業内容・経費の配分〕を変更したいので、佐賀県補助金等交付規
則及び誘致CSO定着・地域課題解決支援補助金交付要綱の規定により、関係書
類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
()
- 2 変更後の補助金申請額 金 円
(うち今回〔増加・減少〕額 金 円)
- 3 事業計画書(変更後) (別紙1)
- 4 収支予算書(変更後) (別紙2)

- (注) 1. 申請内容に応じて〔 〕に記載の内容については消去すること。
2. 関係書類は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業の内容
及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を比較できる
よう記載すること。

様式第3号

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
団体名
代表者職・氏名
電話番号

年度誘致ＣＳＯ定着・地域課題解決支援補助金実績報告書

年 月 日付け県協第 号で補助金交付決定の通知があった誘致ＣＳＯ定着・地域課題解決支援補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び誘致ＣＳＯ定着・地域課題解決支援補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績報告書（別紙1）
- 2 収支決算書（別紙2）
- 3 事業の内容及び経費の配分（別紙3）
- 4 経費確認書類（別紙4）
- 5 その他参考資料

別紙 1（様式第 3 号関係）

事業実績報告書

(1) 事業名	
(2) 事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
(3) 実施内容及び効果 ※事業計画書に記載された 効果や数値目標等の達成 状況についても、具体的 に記載してください。	(内容)
	(成果)

(4) 連携した県内CSOにおける取り組み内容	
(5) 今後の展開 ※今後、本事業及び本事業を通じた県内CSOとの連携をどのように発展させていくのか、具体的に記載してください。	

別紙 2（様式第 3 号関係）

収支決算書

（収入の部）

（単位：円）

項目		決算額	積算内訳	備考
県補助金	誘致ＣＳＯ定着・地域課題解決支援補助金			（交付を受けようとする額を記入）
上記以外				
計				

（支出の部）

区分		決算額	積算内訳	備考
補助対象経費	≪誘致ＣＳＯ活動費≫ ・ ・			
	≪連携先県内ＣＳＯ委託費≫ ・			
計				

別紙3（様式第3号関係）

事業の内容及び経費の配分

（単位：円）

区分	補助対象経費	支払額	領収書番号
誘致C S O活動費			
・			①
・			②
・			③
連携先県内C S O委託費			
・			⑤
・			⑥
・			⑦
計			

※行が不足する場合、適宜、行を挿入すること。
※支出した経費に関して別紙4（様式第3号関係）により領収書の写しを添付すること。

別紙4（様式第3号関係）

経費確認書類

番号	領収書の写し（貼付）
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	

※行が不足する場合、適宜、行の挿入を行うこと。

様式第 4 号（概算払）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
団体名
代表者職・氏名
電話番号

年度誘致ＣＳＯ定着・地域課題解決支援補助金交付請求書

年 月 日付け県協第 号で交付決定の通知があった誘致ＣＳＯ定着・地域課題解決支援補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び年度誘致ＣＳＯ定着・地域課題解決支援補助金交付要綱の規定により請求いたします。

記

請 求 額		金	円
内 訳	交付決定額	金	円
	交 付 済 額	金	円
	今回請求額	金	円
	残 額	金	円

振 込 先
金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義（フリガナ）

様式第 5 号（精算払）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
団体名
代表者職・氏名
電話番号

年度誘致ＣＳＯ定着・地域課題解決支援補助金交付請求書

年 月 日付け県協第 号で確定通知があった誘致ＣＳＯ定着・地
域課題解決支援補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付
規則及び年度誘致ＣＳＯ定着・地域課題解決支援補助金交付要綱の規定により
請求いたします。

記

請 求 額	金	円
内 訳		
確 定 額	金	円
交 付 済 額	金	円
今回請求額	金	円

振 込 先
金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義（フリガナ）